

宇佐市規則第 15 号

宇佐市における再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇佐市における再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例（令和 4 年宇佐市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(地元自治会等への説明の報告)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電事業説明会報告書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 周知に使用し、又は配布した資料の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 前項の報告は、次条第 1 項の書類の提出をするときに行うものとする。

(設置事業の協議)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項の規定による協議を行おうとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）協議書（様式第 2 号）
- (2) 再生可能エネルギー発電事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合に限るものとし、副本への添付は不要とする。）
- (4) 位置図
- (5) 土地利用計画図（縮尺 1 / 1, 000 以上）
- (6) 造成計画平面図（縮尺 1 / 1, 000 以上）
- (7) 土地造成計画縦断図（縮尺 縦 1 / 100 以上・横 1 / 1, 000 以上）
- (8) 土地造成計画横断図（縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200）
- (9) 流量計算書
- (10) 排水施設構造図
- (11) 工作物設計図（平面図 立面図 断面図）
- (12) 字図（字図には、地番、所有者等を記入すること。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 条例第 10 条第 2 項の規定による協議を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）協議書に前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

3 条例第 10 条ただし書きに規定する規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置区域の面積が縮小する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める場合

4 事業者は、第 1 項及び第 2 項の規定により書類を提出するときは、正本、副本を各

1部作成し、提出するものとする。

5 条例第 10 条第 3 項の規定による通知は、協議の完了の通知文書に前項の規定に基づき提出された副本を添付し、事業者へ送付するものとする。

(着手届)

第 5 条 条例第 11 条の規定に基づく届出は、再生可能エネルギー発電設備設置着手届(様式第 4 号)に前条第 5 項に規定する協議の完了の通知文書の写しを添えて行うものとする。

(完了届)

第 6 条 条例第 12 条の規定に基づく届出は、再生可能エネルギー発電設備設置完了届(様式第 5 号)により行うものとする。

(廃止の届出)

第 7 条 条例第 13 条の規定に基づく報告は、再生可能エネルギー発電事業廃止届(様式第 6 号)により行うものとする。

(処理状況の報告)

第 8 条 条例第 15 条 3 項の規定に基づく報告は、処理状況報告書(様式第 7 号)により行うものとする。

(主管課等)

第 9 条 条例の規定に基づく協議、指導及び助言又は勧告その他手続き等に関する窓口は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総合政策課 条例に基づく事務の総括に関すること。

(2) 宇佐市開発行為指導条例施行規則(平成 17 年宇佐市規則第 155 号)別表の担当窓口欄に掲げる課 具体的な協議並びに指導及び助言又は勧告に関すること。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に着手する設置事業について適用する。

(準備行為)

2 第 3 条及び第 4 条に規定する地元自治会等への説明の報告及び設置事業の協議は、この規則の施行の日前においても、それぞれ第 3 条及び第 4 条の規定の例により行うことができる。